

豊橋市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第 7 号

豊橋市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

豊橋市教育委員会事務局処務規則（平成11年豊橋市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
(組織)			(組織)		
第 2 条 委員会の事務局に次の部及び課等を設け、課等に次の教育機関等を属させる。			第 2 条 委員会の事務局に次の部及び課等を設け、課等に次の教育機関等を属させる。		
部	課等	教育機関等	部	課等	教育機関等
教 育 部	教育政 策課	小・中学校、豊橋高等学校、 <u>くすのき特別支援学校</u> 、家政高等専修学校	教 育 部	教育政 策課	小・中学校、豊橋高等学校、家政高等専修学校
	学校教 育課	教育会館		学校教 育課	教育会館
	保健給 食課	学校給食共同調理場		保健給 食課	学校給食共同調理場
	生涯学 習課	地区市民館、青少年センター、少年自然の家、野外教育センター、神田ふれあいセンター		生涯学 習課	地区市民館、青少年センター、少年自然の家、野外教育センター、 <u>少年愛護センター</u>
	スポー ツ課	豊橋球場、陸上競技場、硬式庭球場、軟式庭球場、市民プー		スポー ツ課	豊橋球場、陸上競技場、硬式庭球場、軟式庭球場、市民プー

	ル、武道館、地区体育館、東田球場、高師緑地青少年広場、トレーニングセンター、グリーンスポーツセンター、岩田総合球技場、明海広場、総合体育館、向山運動広場、万場調整池庭球場、屋内プール・アイスアリーナ
図書館	中央図書館、向山図書館、大清水図書館
美術博物館	美術博物館、二川宿本陣資料館
科学教育センター	視聴覚教育センター、地下資源館

(事務分掌)

第3条 教育政策課の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 委員会の会議、教育長及び委員に関すること。

(2) 総合教育会議に関すること。

(3)～(17) (略)

(18) くすのき特別支援学校の管理運営に関すること。

(19)～(21) (略)

2・3 (略)

4 生涯学習課の事務分掌は、次のとおりとする。

(1)～(8) (略)

	ル、武道館、地区体育館、東田球場、高師緑地青少年広場、トレーニングセンター、グリーンスポーツセンター、岩田総合球技場、明海広場、総合体育館、向山運動広場、万場調整池庭球場、屋内プール・アイスアリーナ
図書館	中央図書館
美術博物館	美術博物館、二川宿本陣資料館
科学教育センター	視聴覚教育センター、地下資源館

(事務分掌)

第3条 教育政策課の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 委員会の会議及び委員に関すること。

(2)～(16) (略)

(17)～(19) (略)

2・3 (略)

4 生涯学習課の事務分掌は、次のとおりとする。

(1)～(8) (略)

(9) 青少年に関する諸施策の総合的な企画及び連絡調整に関すること。

(9)・(10) (略)

(11) 青少年センター、少年自然の家、野外教育センター及び神田ふれあいセンターの管理運営に関すること。

(12) (略)

5・6 (略)

7 美術博物館の事務分掌は、次のとおりとする。

(1)～(12) (略)

(13) 二川宿本陣資料館（商家「駒屋」を含む。以下「資料館」という。）運営の企画調整に関すること。

(14)～(17) (略)

8 (略)

(職の設置)

第5条 (略)

2 豊橋高等学校に事務長を、教育会館及び地下資源館に館長を、学校給食共同調理場（北部学校給食共同調理場を除く。）に場長を、向山図書館に分館長を、文化財センター及び視聴覚教育センターに所長を置く。

3 (略)

(職務)

(10)・(11) (略)

(12) 青少年の非行対策に関すること。

(13) 青少年問題協議会に関すること。

(14) 青少年センター、少年自然の家、野外教育センター、神田ふれあいセンター及び少年愛護センターの管理運営に関すること。

(15) 放課後児童健全育成事業に関すること。

(16) (略)

5・6 (略)

7 美術博物館の事務分掌は、次のとおりとする。

(1)～(12) (略)

(13) 二川宿本陣資料館（以下「資料館」という。）運営の企画調整に関すること。

(14)～(17) (略)

8 (略)

(職の設置)

第5条 (略)

2 豊橋高等学校に事務長を、教育会館及び地下資源館に館長を、学校給食共同調理場（北部学校給食共同調理場を除く。）に場長を、配本センターにセンター長を、視聴覚教育センターに所長を置く。

3 (略)

(職務)

<p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 豊橋高等学校事務長、教育会館長、 学校給食共同調理場長（北部学校給食 共同調理場長を除く。）、<u>向山図書館</u> <u>分館長</u>、<u>文化財センター</u>所長、視聴覚 教育センター所長及び地下資源館長 は、上司の命を受けて所管の事務を掌 理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 豊橋高等学校事務長、教育会館長、 学校給食共同調理場長（北部学校給食 共同調理場長を除く。）、<u>配本センタ</u> <u>ー長</u>、視聴覚教育センター所長及び地 下資源館長は、上司の命を受けて所管 の事務を掌理し、所属職員を指揮監督 する。</p> <p>4～7 (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の表（「中央図書館」の次に「、向山図書館、大清水図書館」を加える部分に限る。）、第5条（「配本センターにセンター長」を「向山図書館に分館長」に改める部分に限る。）及び第6条（「配本センター長」を「向山図書館分館長」に改める部分に限る。）の改正は同月4日から、第3条第7項の改正は同年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する教育長が当該在職する間においては、改正後の第3条第1項第1号の規定は適用せず、改正前の第3条第1項第1号の規定は、なおその効力を有する。